

平成31年3月20日
第220回都市計画審議会

西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画の素案
および道路等の都市計画原案について

1 概要

区内の西武新宿線には、13箇所の踏切があり、交通渋滞の発生や踏切事故の危険性、地域の分断など区民の日常生活に支障を及ぼしている。

また、沿線の上石神井駅や武蔵関駅、上井草駅の周辺では、鉄道やバス等の乗換え利便性や歩行者等の安全性に課題を抱えている。

本計画は、これらの課題を解決するため、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化により踏切を除却し、あわせて側道や交通広場等を設置するものである。

2 都市計画素案および原案の概要

(1) 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画（素案）

- ・ 区 間：井荻駅～西武柳沢駅
- ・ 延 長：約 5.5km（事業予定区間：5.1km）
- ・ 構造形式：高架式（嵩上式）および地表式
- ・ 立体化される駅：上井草駅、上石神井駅、武蔵関駅、東伏見駅
- ・ 除却踏切数：19 か所
- ・ 交差する都市計画道路：5 路線

(2) 区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第5号線～第9号線の追加（原案）

- ・ 総延長：約 2,420m
- ・ 計画幅員：6～15m

(3) 特殊街路練馬自転車歩行者専用道第2号線および第3号線の追加（原案）

- ・ 総延長：約 150m
- ・ 計画幅員：6 m

(4) 区画街路練馬区画街路第8号線（武蔵関駅交通広場）の追加（原案）

- ・ 計画面積：約 5,200 m²

(5) 関町北四丁目一団地の住宅施設の変更（原案）

- ・ 変更後面積：約 1.9ha（変更前面積：約 2.0ha）

3 素案（原案）説明会の開催状況

日 程	時 間	会 場	人 数
① 平成 31 年 2 月 13 日(水)	午後 6 時 30 分 ～8 時 30 分	杉並区立 井草中学校 体育館	約 430 名
② 平成 31 年 2 月 14 日(木)		練馬区立 関町小学校 体育館	約 370 名
③ 平成 31 年 2 月 15 日(金)		西東京市立 東伏見小学校 体育館	約 250 名
④ 平成 31 年 2 月 16 日(土)	午後 2 時 00 分 ～4 時 00 分	練馬区立 上石神井小学校 体育館	約 550 名

合計 約 1,600 名

4 これまでの経過と今後の予定

平成 31 年 2 月 13 日	都市計画素案（原案）説明会
～ 2 月 16 日	
2 月 21 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～ 3 月 14 日	
3 月 20 日	練馬区都市計画審議会へ都市計画素案（原案）を報告
4 月 23 日	都市計画原案に係る公聴会
平成 31 年度	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付、説明会
平成 32 年度	都市計画決定・告示
※ 都市計画の手続とあわせて、環境影響評価の手続を行う	

5 添付資料

(1) 都市計画原案図書

ア 都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第 5 号線～第 9 号線	P 3～10
イ 練馬自転車歩行者専用道第 2 号線および第 3 号線	P 11～14
ウ 練馬区画街路第 8 号線（武蔵関駅交通広場）	P 15～17
エ 関町北四丁目一団地の住宅施設	P 19～23

(2) 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）

連続立体交差化計画パンフレット 別添資料 1

(3) 都市計画素案（原案）説明会スライド 別添資料 2

(4) 武蔵関駅交通広場パンフレット 別添資料 3

(5) 関町北四丁目一団地の住宅施設パンフレット 別添資料 4

(6) 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業の 環境影響評価調査計画書（要約） 別添資料 5

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路

区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第5号線

区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第6号線

区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第7号線

区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第8号線

区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第9号線

2 理由

「練馬区都市計画マスタープラン」では、西武鉄道新宿線の連続立体交差化を進めるとともに、沿線の上石神井駅周辺、武蔵関駅周辺、上井草駅周辺の交通環境や商業環境の向上による拠点性の向上を図ることとしている。

東京都では、踏切による交通渋滞や鉄道による市街地分断等の問題を解消するため、平成16年6月に「踏切対策基本方針」を策定し、西武鉄道新宿線の井荻駅から東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象区間に抽出し、連続立体交差事業を進めていくとしている。

これらを踏まえて、沿線各駅周辺において練馬区まちづくり条例に基づき策定した重点地区まちづくり計画では、立体化の促進による交通環境の改善や駅南北をつなぐ駅前空間の創出、歩行者の回遊性の向上を図ることとしている。

このことから、西武鉄道新宿線井荻駅から西武柳沢駅間の高架方式による連続立体交差化にあわせて、沿線の良好な住環境を保全する必要があり、さらに駅へのアクセス向上や防災性の向上などを図るため、区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第5号線ほか4路線を東京都市計画道路に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画道路の変更（練馬区決定）（原案）

東京都市計画道路に、区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第5号線ほか4路線をつぎのように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
区画街路	東鉄新付5	都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第5号線	練馬区 下石神井 四丁目	練馬区 下石神井 四丁目		約110m	地表式		6m	幹線街路と平面交差1箇所	
	東鉄新付6	都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第6号線	練馬区 上石神井 二丁目	練馬区 上石神井 二丁目		約690m	地表式		9～15m	幹線街路と平面交差1箇所	
	東鉄新付7	都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第7号線	練馬区 上石神井 四丁目	練馬区 関町東 一丁目		約740m	地表式		8～15m	幹線街路と平面交差1箇所	
	東鉄新付8	都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第8号線	練馬区 関町東 二丁目	練馬区 関町北 二丁目		約340m	地表式		6m	幹線街路と平面交差1箇所	
	東鉄新付9	都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第9号線	練馬区 関町北 四丁目	練馬区 関町北 三丁目		約540m	地表式		8～10m		

4

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理由：西武鉄道新宿線荻駅から西武柳沢駅間の連続立体交差化計画に伴い、沿線の良好な住環境を保全する必要があり、さらに駅へのアクセス向上や防災性の向上などを図るため、追加する。

変更概要

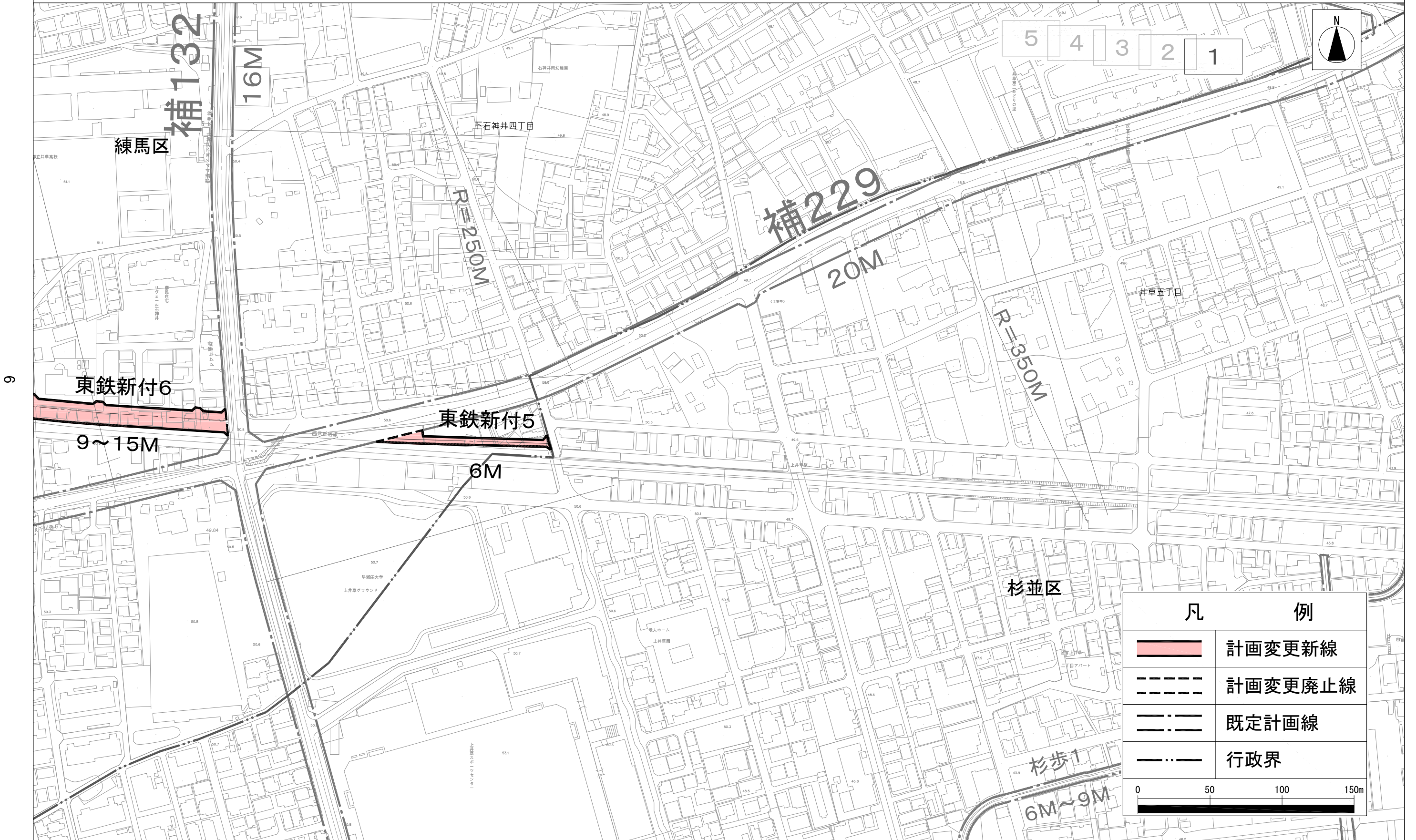
名 称	変 更 事 項
都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第5号線	1 新規追加
都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第6号線	1 新規追加
都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第7号線	1 新規追加
都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第8号線	1 新規追加
都市高速鉄道 西武鉄道新宿線 付属街路第9号線	1 新規追加

東京都市計画道路
 区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第5号線～第9号線

計画図 1

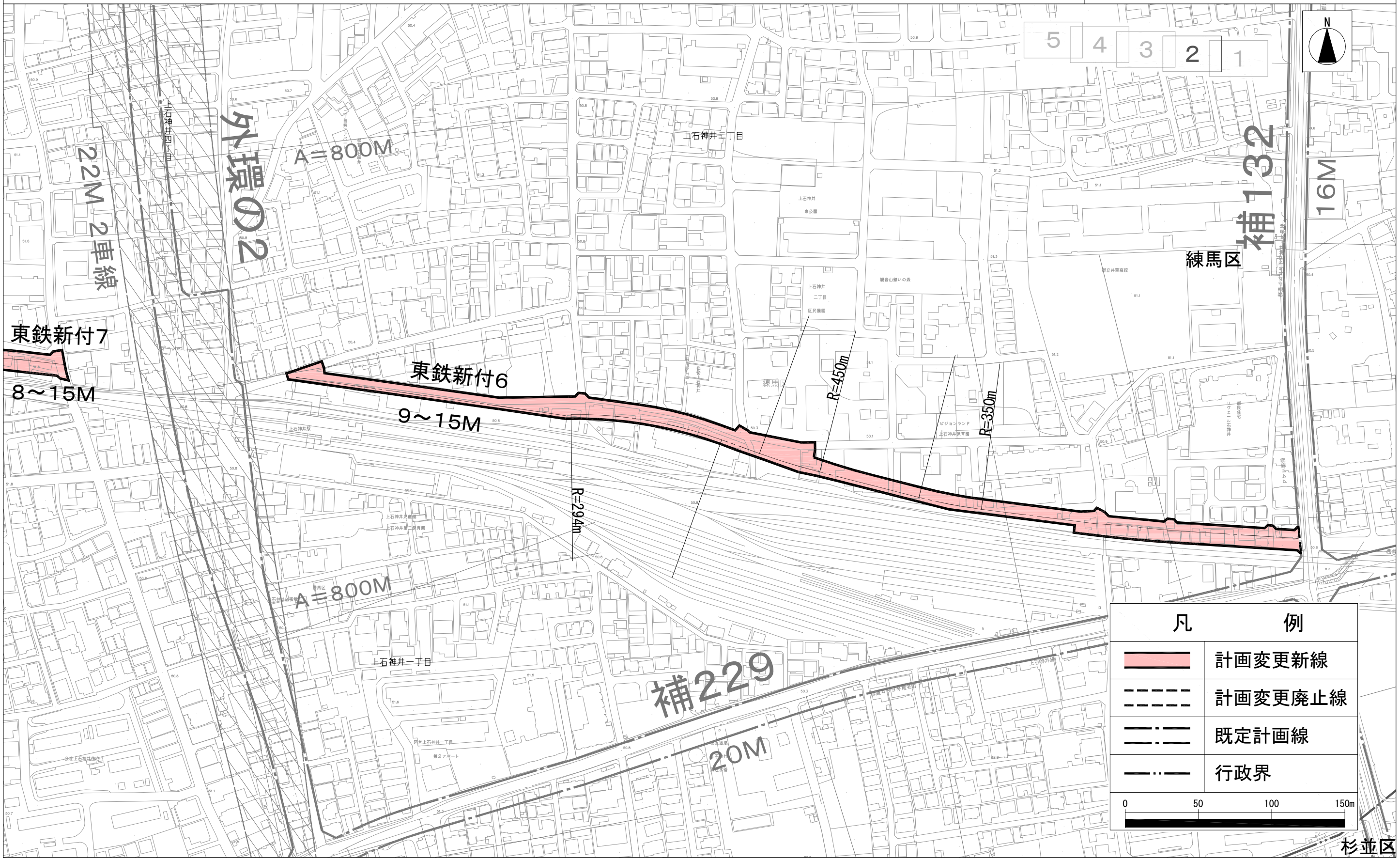
原案


[練馬区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交審第1号 (承認番号) 30都市基街都第109号 平成30年7月18日

[練馬区決定]



凡 例	
	計画変更新線
	計画変更廃止線
	既定計画線
	行政界

0 50 100 150m

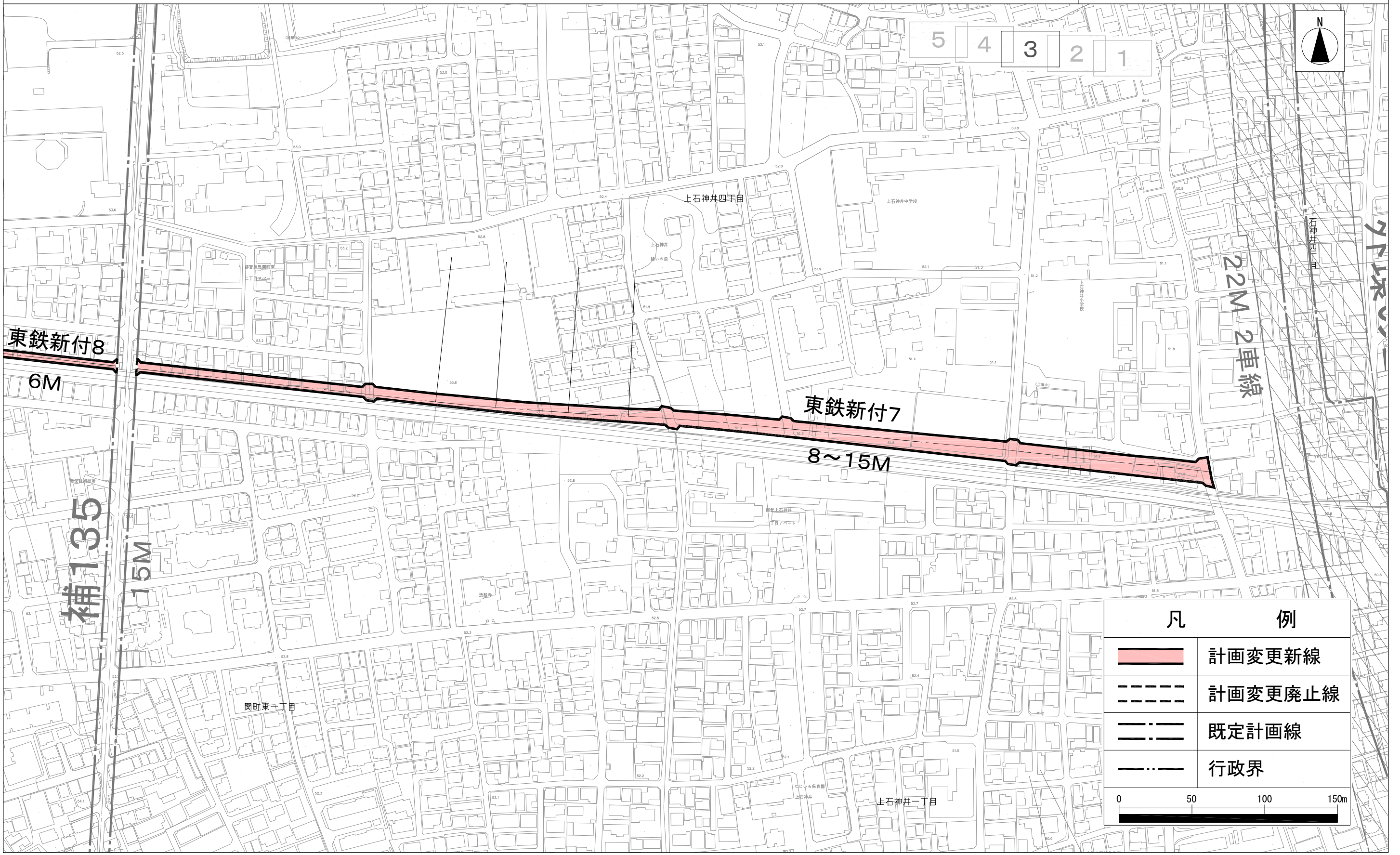
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交審第1号 (承認番号) 30都市基街第109号 平成30年7月18日

東京都市計画道路
 区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第5号線～第9号線

計画図3

原案

[練馬区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交審第1号 (承認番号) 30都市基街第109号 平成30年7月18日

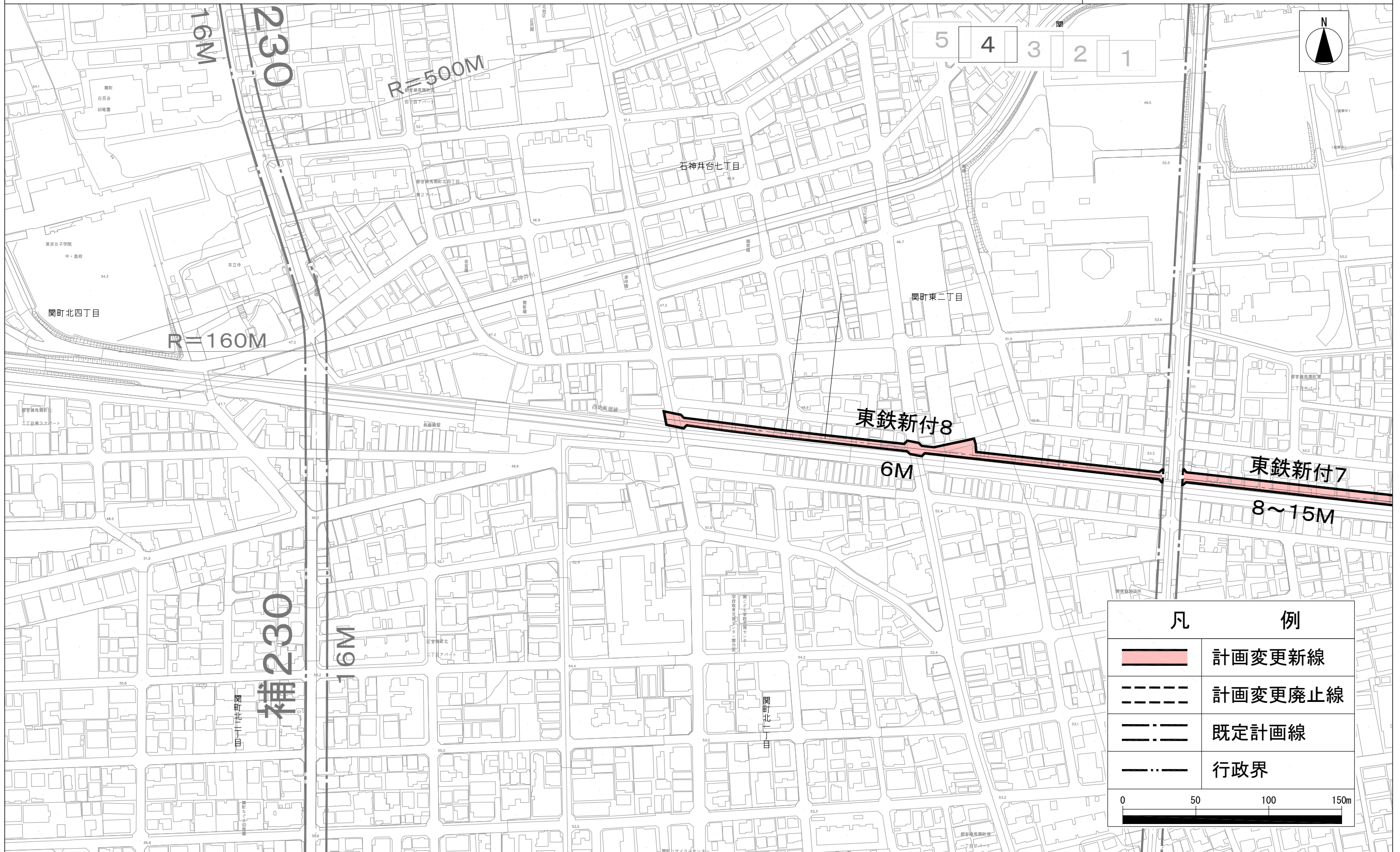
東京都市計画道路

区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第5号線～第9号線

計画図4

原案

[練馬区決定]



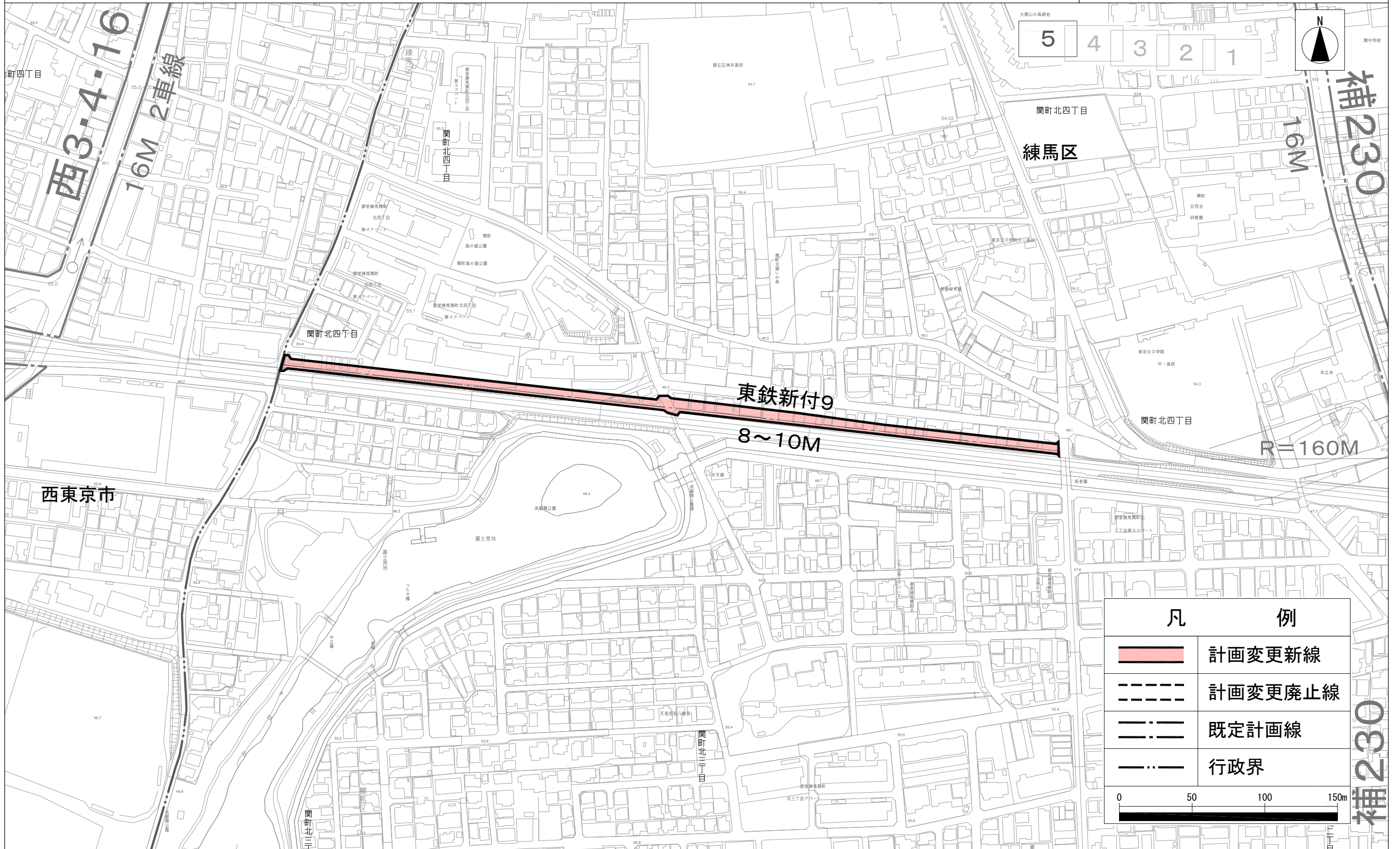
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交審第1号 (承認番号) 30都市基街都第109号 平成30年7月18日

東京都市計画道路
 区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第5号線～第9号線

計画図 5

原案

[練馬区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交審第1号 (承認番号) 30都市基街都第109号 平成30年7月18日

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路

特殊街路練馬自転車歩行者専用道第2号線

特殊街路練馬自転車歩行者専用道第3号線

2 理由

「練馬区都市計画マスタープラン」では、西武鉄道新宿線の連続立体交差化を進めるとともに、沿線の上石神井駅周辺、武蔵関駅周辺、上井草駅周辺の交通環境や商業環境の向上による拠点性の向上を図ることとしている。

東京都では、踏切による交通渋滞や鉄道による市街地分断等の問題を解消するため、平成16年6月に「踏切対策基本方針」を策定し、西武鉄道新宿線の井荻駅から東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象区間に抽出し、連続立体交差事業を進めていくとしている。

これらを踏まえて、沿線各駅周辺において練馬区まちづくり条例に基づき策定した重点地区まちづくり計画では、立体化の促進による交通環境の改善や駅南北をつなぐ駅前空間の創出、歩行者の回遊性の向上を図ることとしている。

このことから、西武鉄道新宿線井荻駅から西武柳沢駅間の連続立体交差化計画にあわせ、駅へのアクセス向上や防災性の向上などを図り、安全かつ円滑な歩行者動線などを確保するため、特殊街路練馬自転車歩行者専用道第2号線および第3号線を東京都市計画道路に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画道路の変更（練馬区決定）(原案)

東京都市計画道路に、特殊街路練馬自転車歩行者専用道第2号線および第3号線をつぎのように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
特殊街路	練自歩2	練馬自転車歩行者専用道第2号線	練馬区 上石神井 四丁目	練馬区 上石神井 四丁目		約70m	地表式		6m	幹線街路と平面交差1箇所	
	練自歩3	練馬自転車歩行者専用道第3号線	練馬区 関町北 四丁目	練馬区 関町北 四丁目		約80m	地表式		6m		

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理由：西武鉄道新宿線井荻駅から西武柳沢駅間の連続立体交差化計画にあわせ、駅へのアクセス向上や防災性の向上などを図り、安全かつ円滑な歩行者動線などを確保するため、追加する。

変更概要

名称	変更事項
練馬自転車歩行者専用道第2号線	1 新規追加
練馬自転車歩行者専用道第3号線	1 新規追加

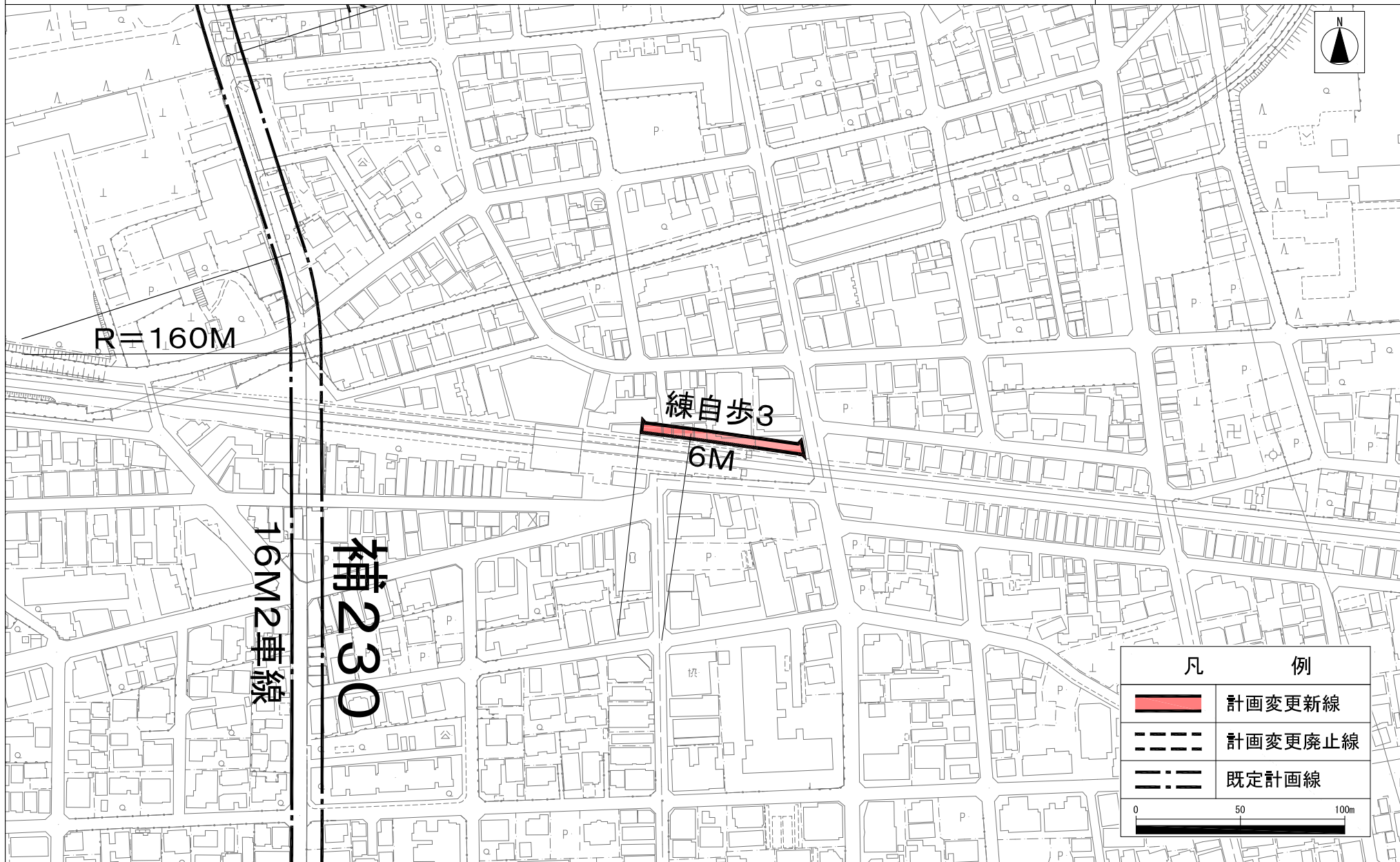


東京都市計画道路
特殊街路練馬自転車歩行者専用道第2号線
特殊街路練馬自転車歩行者専用道第3号線

計画図2

原案

[練馬区決定]



都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 区画街路練馬区画街路第8号線

2 理由

「練馬区都市計画マスタープラン」では、武蔵関駅周辺地区を生活拠点に位置づけており、交通の利便性や安全性、買い物などの回遊性を高めていくこととしている。駅周辺のまちづくりにあたっては、西武新宿線の連続立体交差化を見据えて、駅周辺の機能を高める交通広場などの整備と連動しながらまちづくりを進めることとしている。

現在の武蔵関駅前では、バス停留所やタクシー乗り場が分散し、関町庚申通りなどの歩道のない道路上にバス停留所が配置され、安全性や利便性などに課題を有している。

こうした課題を解決するため、練馬区まちづくり条例に基づく「武蔵関駅周辺地区まちづくり構想」では、鉄道立体化にあわせて、安全・快適な道路や駅前広場を含む駅周辺の整備を推進することとしている。

これらのことから、西武新宿線の連続立体交差事業のほか、都市計画道路補助第230号線や都市計画河川第5号石神井川の整備とも連携し、武蔵関駅周辺の交通結節機能の強化や駅周辺の歩行者の安全性および快適性の向上を図るため、武蔵関駅の北側に約5,200平方メートルの交通広場として、区画街路練馬区画街路第8号線を東京都市計画道路に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画道路の変更（練馬区決定）（原案）

東京都市計画道路に、練馬区画街路第8号線をつぎのように追加する。

種別	名称		位置	区域	備考
	番号	路線名			
区画街路	練区街8	練馬区画街路第8号線	練馬区関町北四丁目地内	計画図表示のとおり	交通広場 面積約 5,200 m ²

「区域および構造は計画図表示のとおり」

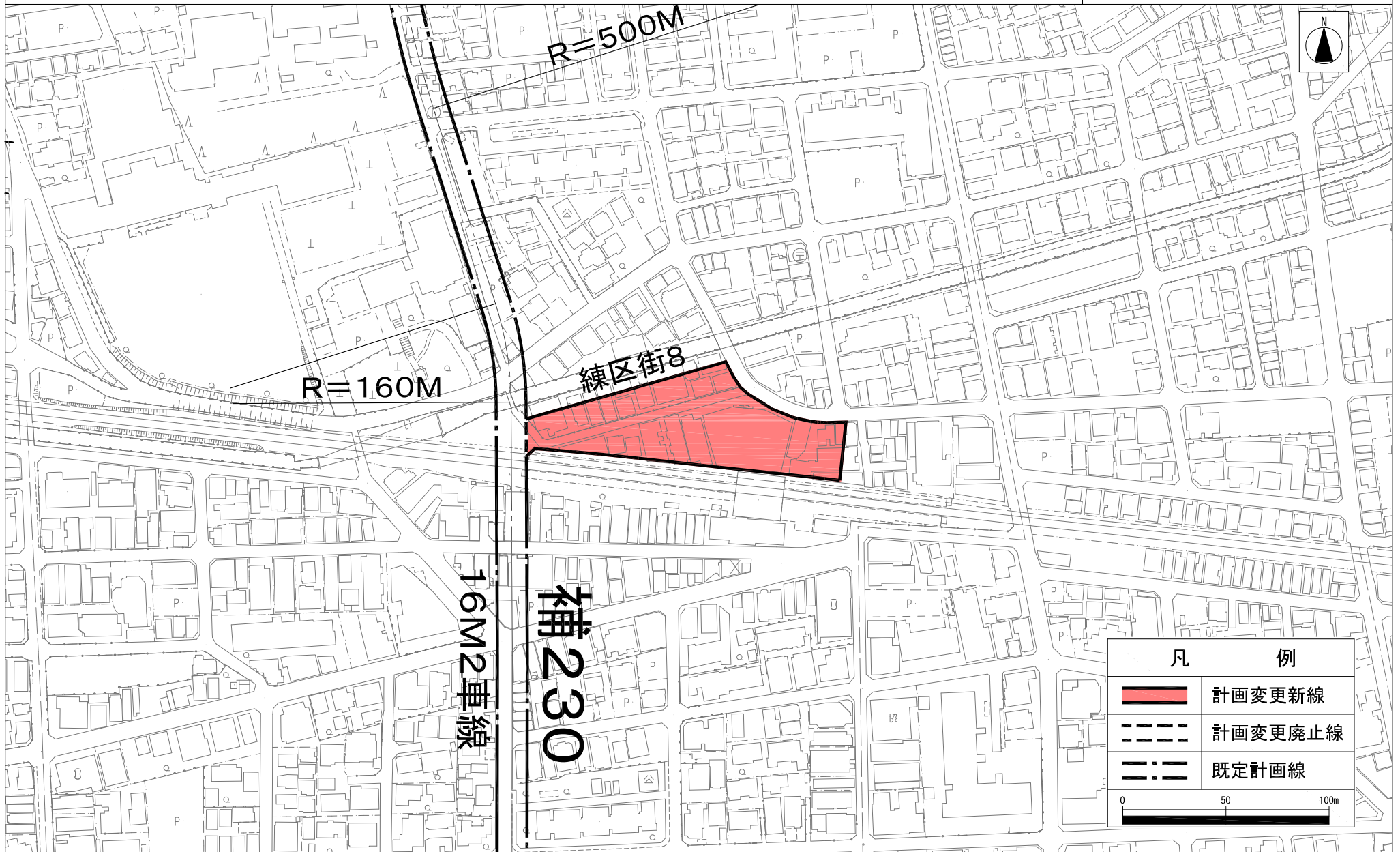
理由：武蔵関駅周辺の交通結節機能の強化や駅周辺の歩行者の安全性および快適性の向上を図るため、追加する。

変更概要

名称	変更事項
練馬区画街路 第8号線	1 新規追加 2 交通広場の設置 面積約 5,200 m ² （練馬区関町北四丁目地内）

[練馬区決定]

17



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 30都市基交著第1号
(承認番号) 30都市基街都第224号 平成30年12月13日

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画一団地の住宅施設 関町北四丁目一団地の住宅施設

2 理由

関町北四丁目一団地の住宅施設は、昭和 29 年に都市計画決定された一団地の住宅施設であり、その後、平成 9 年に都市計画変更を行い、中層住宅団地の整備が行われた。

本一団地の住宅施設に隣接する西武鉄道新宿線井荻駅から西武柳沢駅間の連続立体交差化計画に伴い、区は、区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第 5 号線ほか 4 路線を東京都市計画道路に追加する都市計画変更を行うこととした。

鉄道附属街路の区域が本一団地の住宅施設の区域に入るため、一団地の住宅施設の区域、面積等を変更するものである。

東京都市計画一団地の住宅施設の変更（練馬区決定）（原案）

都市計画関町北四丁目一団地の住宅施設をつぎのように変更する。

名称	関町北四丁目一団地の住宅施設		
位置	練馬区関町北四丁目地内		
面積	約1.9ha		
建築物〔密度〕の 限度	建築面積の敷地面積 に対する割合	延べ面積の敷地面積 に対する割合	
	4/10以下	10/10以下	
住宅の 予定戸数	高層	—	
	中層	約190戸	
	低層	—	
	計	約190戸	
配置 の方 針	公共 施設	道路	団地の外周に、原則として幅員6m以上の区画道路を配置し歩道を設置する。
		公園 および 緑地	公園：2箇所、約2,300㎡ 緑地：団地内に適宜配置する。

配 置 の 方 針	公 共 施 設	その他の 公共施設	上水道：水道業者より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 ガス：ガス事業者より供給を受ける。
	公益的施設		集会所：1箇所 駐車場：計画戸数の約3割に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。 自転車置場：計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。
	住宅		周辺環境との調和を図りつつ、土地の合理的かつ有効な利用を図るため、中層住宅を適宜配置する。 また、住棟の周辺等は緑化に努める。

「区域ならびに公共施設、公益的施設および住宅の配置は計画図表示のとおり」

理由 区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路の区域が関町北四丁目一団地の住宅施設の区域に入るため、一団地の住宅施設の区域、面積等を変更する。

関町北四丁目一団地の住宅施設の変更概要(新旧対照表)

	変更前	変更後	考え方
面積(区域)	約2.0ha	約1.9ha ※区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路の幅員 8.0m	「区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路」の区域が関町北四丁目一団地の住宅施設の区域に入るため、一団地の住宅施設の区域、面積等を変更する。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交第206号 (承認番号) 30都市基街都第240号 平成30年12月28日

東京都市計画一団地の住宅施設 関町北四丁目一団地の住宅施設 参考図（旧計画図）

